

太陽光発電設備を設置する事業者は 環境保全計画書の提出が必要です

春日井市生活環境の保全に関する条例に基づき、環境への負荷の低減及び公害の未然防止を図るため、「環境保全計画書」を提出し、事前協議を行ってください。

対象となる太陽光発電設備

次の両方に該当する事業場が対象です。
(ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものは除きます。)

- 再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けるもの
- 発電出力の合計が20キロワット以上のもの



出典:資源エネルギー庁HP

「環境保全計画書」の提出

○環境保全計画書には、次の書類を添付してください。

- ▶付近見取図
- ▶敷地平面図
- ▶主要設備の配置図、仕様書(太陽電池モジュール、パワーコンディショナーなど)
- ▶排水・雨水経路図 など

○様式のダウンロードや記入方法については、次のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/seikatsujourei/index.html>

○事前協議の主な内容

- ▶濁水等の流出対策、施設稼働音対策など、公害の未然防止に関すること
- ▶粉じん対策、土砂等の流出対策など、資材の適正管理に関すること
- ▶事故時の対応、緊急連絡体制など、事故時の措置に関すること

○提出部数 各2部

○提出期限 工事着手60日前

○提出場所 環境部環境政策課

周辺環境への配慮等

- ▶太陽光発電設備の稼働音、反射光などで周辺の生活環境を損なわないよう、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び経済産業省「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」等に従い適切に事業を実施してください。
- ▶雨水の流出抑制については、春日井市建設部河川排水課(TEL 0568-85-6361)と協議してください。

【問い合わせ先】

春日井市 環境部 環境政策課 環境推進担当

【住所】 〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44

【TEL】 0568-85-6216

【E-mail】 kansei@city.kasugai.lg.jp